

オリンピック・パラリンピック候補選手支援募金要項

(趣旨)

第1条 この募金は、2016年のリオデジャネイロオリンピック、2018年のピョンチャン冬季オリンピック、2020年東京オリンピック・パラリンピックに本県出身選手を1人でも多く輩出するために、強化練習に励んでいるオリンピック候補選手が負担する合宿費、遠征費等の一部を支援しようとするものである。

(募金の方法)

第2条 対象選手を選定し、関係機関、本会のホームページ・広報誌を通じて県民、企業・団体等から広く寄附金を募る。

募金は、郵便払込み等によるほか、募金箱の設置により行う。

(募金区分及び金額)

第3条 募金は、次のとおりとする。

- ① 個人 1口 5千円
- ② 法人 1口 5万円(1年)
- ③ ワンコイン募金 5百円

(対象選手)

第4条 県内中・高校を卒業し、県内又は県外に在住する者で、次に掲げる要件のいずれかを満たし、「支援対象選考委員会」(以下「委員会」という。)において選定した者とする。

- (1) オリンピック・パラリンピック候補選手で、中央競技団体が強化選手として指定した者のうち、合宿費、遠征費を負担する者(以下「本人」という。)であること。
- (2) 県内競技団体又は候補選手の後援会等(以下「団体」という。)がオリンピック・パラリンピック候補選手として推薦する者であること。

(対象経費)

第5条 強化のために実施する合宿・遠征にかかる次の経費を対象とする。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 会場使用料
- (4) その他会長が認める経費

(募金期間)

第6条 目指すオリンピック・パラリンピック代表選手の選考会までとし、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年3月を最終期限とする。

(募金の申請)

第7条 募金の交付申請は、次のとおりとする。

(1) 第4条第1項(1)の対象選手については、本人が申請するものとする。

(2) 同条同項(2)の対象選手については、団体が申請するものとする。

(募金の交付等)

第8条 委員会は、対象選手への交付金額を審査、決定し、申請者ごとに交付する。

(実績報告)

第9条 申請者は、各年度毎に実績報告書を提出するものとし、本会は、実績内容をホームページで毎年1回公表する。

附則

1 この要項は、平成28年3月11日から施行する。

【支援のスキーム】

